

【補助金申請を検討されている事業者様向け】

1. 事業の全体について

Q1 葛巻町雇用促進事業補助金（以下、旧制度という。）から新たに葛巻町雇用拡大所得向上支援事業の新設に至った経緯は？

A1 旧制度は平成22年度に制度化し、高齢者及び若者向けへの雇用支援対策として運用を続け、町内事業者の活用も増えてきておりました。また近年、国でも企業に対し賃金の引上げを求めており、町でも葛巻町総合計画後期基本計画において「生産年齢人口一人当たりの雇用報酬」という数値目標を掲げるなど、町民所得の向上を目指しているものです。

そこで町でも雇用支援対策として、計画で定めている目標達成のため、「①就労の拡大 ②地元への定着 ③町民所得の向上」の3つのポイントをもとにそれらの促進することを目的に新たな制度の運用に至ったものです。

2. 事業の申請について

Q1 事前相談することができず、常用的雇用労働者の拡大、もしくは賃金引上げを実施してしまった場合、補助金申請することは可能か？

A1 町の予算執行状況により、補助金申請の可否を判断いたします。

補助金に係る予算執行が可能な場合は、補助金申請を受け付けますが、予算上限に達している場合は、受付終了している場合もありますので、補助金活用を検討されている場合は早めのご相談をお願いします。

3. 雇用拡大支援事業について

Q1 町外に事業所や事務所があり、そちらでも常用的雇用労働者を雇用しているが、過去1年間の人数を比較する際に、どの範囲までの従業員名簿が必要か？

A1 原則、町内で雇用されている者に限りますので、町内にある事業所や事務所等に勤務している常用的雇用労働者の従業員名簿が必要となります。申請を検討されている場合は、担当課へご相談ください。

Q2 補助対象となる者か事前に確認したいが可能か？

A2 可能ですが、採用又は内定している場合、交付対象事業主の都合（補助対象とならないことが理由等）で解雇又は内定取り消しすると交付対象事業主の要件を満たしません。もし本事象が判明した場合は、判明した年度の翌年度から3年以上経過するまでその事業主は葛巻町雇用拡大所得向上支援事業への申請ができませんのでご注意ください。

Q3 会社・事業所の合併や統合により、常用的雇用労働者が増加した場合、雇用拡大支援事業の対象となるのか？

A3 対象となりません。

葛巻町雇用拡大所得向上支援事業補助金交付要綱第1条に明記されている「就労機会の拡大」、つまり新規労働者の増加を目的と定めていることから、実際に新規雇用者の増員とならないケースは本事業の対象外となります。

ただし、事業者間での経営上の関連を伴わず、廃業等により解雇された従業員を受け入れ雇用するケースなどは、新規雇用者（雇用拡大）と認める場合もございますので、採用に至る状況をお聞きして判断しておりますので、担当課までお問合せください。

4. 雇用定着支援事業について

Q1 制度新設前の令和6年4月1日以前に雇用した常用的雇用労働者で、雇用定着支援事業の補助対象要件を満たす場合は申請可能か？

A1 申請可能です。

5. 所得向上支援事業について

Q1 月額で賃金支払いしている常用的雇用労働者で、賃金は据え置きで所定労働時間が少なくなったことにより、所定労働時間の変更前後で時間単価を算定した場合、50円以上増額するケースがあるがこのような場合は、所得向上支援事業の対象となるか？

A1 対象となりません。

葛巻町雇用拡大所得向上支援事業補助金交付要綱第1条に明記されている「所得の向上」、つまり労働者の賃金上げが目的と定めていることから、実質賃金上げが伴わないケースは本事業の対象外となります。

6. その他

Q1 令和5年度以前に旧制度で補助金交付認定を受けている場合は、令和6年度以降どうなるか？

A1 この場合は、旧制度の通り手続きを行いますので、担当課までお問合せください。

<参考>

葛巻町雇用促進事業補助金（旧制度）

①若年（39歳以下）：給与月額 $\frac{1}{3}$ 、上限なし、対象期間3年

②高年（60歳以上）：給与月額 $\frac{1}{4}$ 、上限1.5万円/月、対象期間2年

<更新履歴>

令和6年6月27日 作成